

2022年11月18日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会
＜連絡団体＞ 下町ユニオン
全国一般労働組合全国協議会
全国生協労働組合連合会
郵政産業労働者ユニオン

2022年度内最低賃金の再改定を要請します。

直ちに中央最低賃金審議会へ諮問をすることを再度求めます。

当委員会は10月3日に貴職に「2022年度10月発効の最低賃金の再改定を要請し、直ちに中央最低賃金審議会へ諮問をすることを求める」要請をしました。10月24日には労働基準局の担当者と意見交換させていただきましたが、「物価上昇の推移を見守っている。最賃改定の三要素を踏まえる。最賃改定は年度内に1回限りでない。」というのが、厚生労働省の基本見解だったと認識しております。

その後の経済情勢に関する状況は、最低賃金の再改定の必要性が高まっているといわざるを得ません。それゆえ、直ちに中央最低賃金審議会へ諮問をすることを再度求めます。

本年度の地域別最低賃金が改定されましたが、この改定は、その後の消費者物価高騰の前にまったく不十分ものとなっています。まさに、最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率が最低賃金の上昇分を上回り、最低賃金近傍の労働者始め多くの労働者が生活困難に直面しています。

私たちは現下の情勢が、8月の『公益委員見解』にある『今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である』という、まさに「経済情勢の大きな変化」を迎えていると認識しています。

以下、10月以降の状況を踏まえながら、再改定を求める理由を述べます。

目安審議にあたって、当時の公益委員見解の基礎となった「日銀の今年度の物価値上げ見通し」も、10月28日に2.3%から2.9%に引き上げられました。更なる物価上昇が眼前に迫っていることを、危機感を持って受け止めざるを得ません。最低賃金の引上げは、物価上昇を上回るものでなければなりません。

2022年10月の東京都区部消費者物価総合指数中旬速報値（10/28総務省）では、前年同月比で3.5%と更なる上昇率となっております。食料は6.0%、ガス代は28.8%、電気代は26.9%もの上昇となっております。持家の帰属家賃を除く総合は4.3%です。公益委員

見解は、当時 3.0%程度であった持家の帰属家賃を除く総合を上回るものでなければならぬとして 31 円 (3.3%) の引上げにしたと聞いています。物価は、消費税の影響を除くと 1982 年 6 月以来、まさに 40 年 4 ヶ月ぶりの上昇幅となっております。東京都の物価上昇率が、全国の先行指標として広く認識されている中で、物価高騰の更なる波が押し寄せてきていることが明らかです。「物価上昇率を見守る」との悠長な経済情勢ではないことを指摘しておきます。

こうした中今春の賃上げ状況を反映したと言われる賃金改定状況調査結果第 4 表は、現下の経済情勢が全く反映されておらず、改定三要素の指標足り得ないことも自明となっているのではないのでしょうか。

一方で中小零細企業に対しては、充分かつ直接的な補助・保護政策が、関係行政機関の緊密な連携の下で緊急に必要であり、私たちが強く求めたいと考えています。この点は、政府によるなお一層の努力を求めます。すでに政府の経済対策が 10 月末に発表されました。しかし、電気代引き下げのために電力会社への補助を 2023 年 1 月から行うとの内容など、間延びした企業支援政策以外の何物でもありません。石油元売り企業へは 3.5 兆円にも上る補助金を投入しましたが、2 割以上がガソリン価格引き下げ以外の企業資金に使われているということも言われています。ほんの一例ですが、いづれにしても現下の物価高騰対策足り得ません。

私たちは政府に対し、労働者に直接反映される物価高騰経済対策を求めます。政府が労働者の生活を、ひいては生存権を守るために行うべきは、最低賃金の再引き上げに他なりません。企業に賃上げ要請するのではなく、政府にこそできる賃上げ政策として、最低賃金の再改定と大幅引き上げを求めます。

最低賃金法第 12 条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。異例のことではありますが、いまこそ、最低賃金法第 12 条に基づき再改定に向けて厚生労働大臣が中央最低審議会への諮問を行うべき時だと訴えます。諮問を行う権限は厚生労働大臣にしかありません。手遅れにならないよう、直ちに諮問の決断をすべきです。

2022 年 10 月以降の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、最低賃金法第 12 条に基づき、中央最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改定を諮問するよう再度要請します。

以上